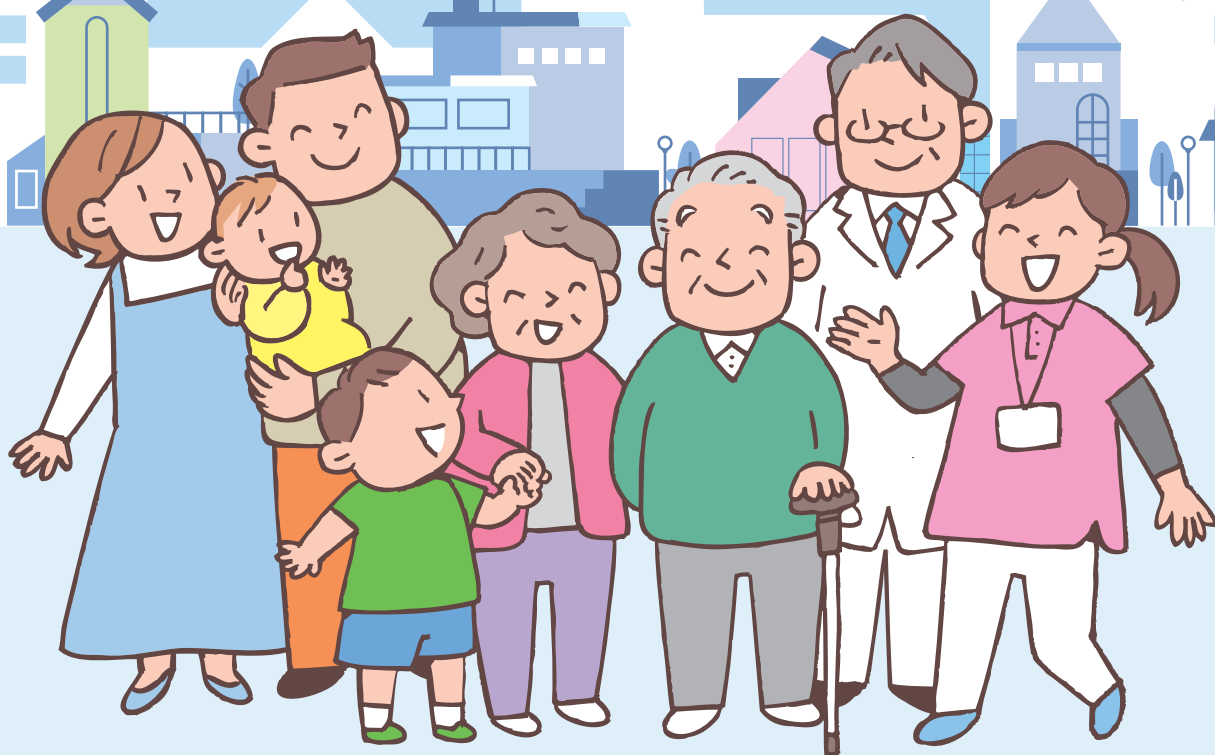


廿日市市高齢者福祉計画・ 第9期廿日市市介護保険事業計画

概要版

計画期間：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6(2024)年3月

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

計画の策定にあたって

計画の概要

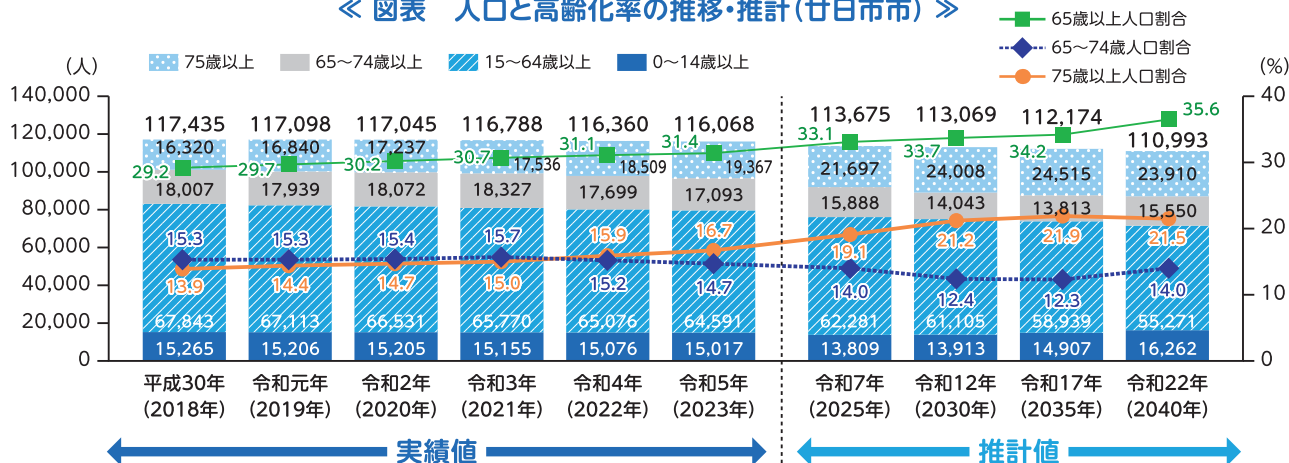
本市ではこれまで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるまちづくりを推進してきました。本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、「地域共生社会」の実現に向けた地域包括システムの深化・推進を図るため、「廿日市市高齢者福祉計画・第9期廿日市市介護保険事業計画」を策定しました。

- この計画は、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。また、共生社会の実現を推進するための認知症施策推進計画に位置づけます。

高齢者の現状と将来推計

- 本市の総人口も全国と同様に減少傾向にありますが、高齢者の占める割合は上昇していくものと見込まれます。

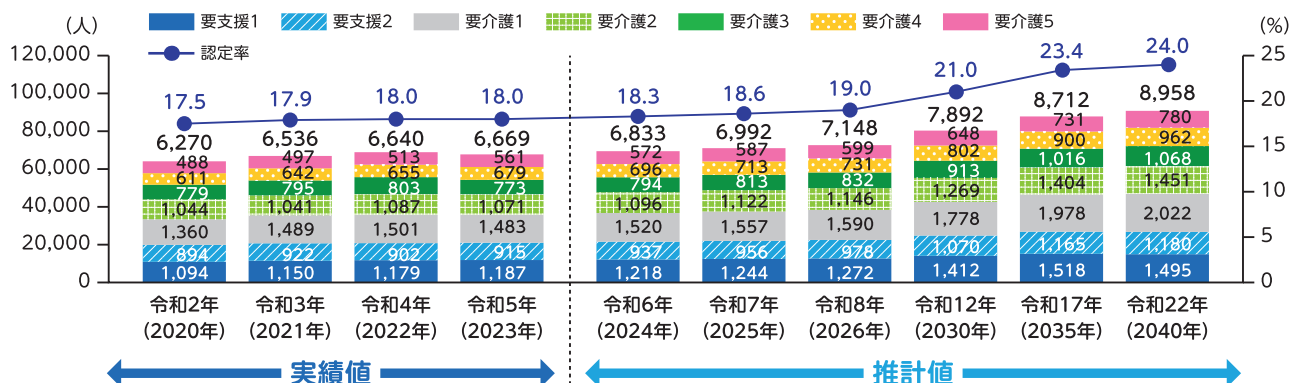
＜ 図表 人口と高齢化率の推移・推計(廿日市市) ＞



資料：令和5年まで住民基本台帳人口(各年10月1日現在)・令和7年から第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和5年3月改訂)を基とした推計人口

- 本市の要支援・要介護認定者数は、後期高齢者の増加に伴い、今後も増加することが見込まれます。

＜ 図表 要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)、第1号被保険者認定率の推移・推計(廿日市市) ＞



資料：令和2年から令和5年介護保険事業状況報告(各年9月末現在)・令和6年から住民基本台帳を基とした推計人口と令和5年認定率により推計

計画の基本的な考え方

基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して
暮らし続けられるまち はつかいち

～ 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

施策体系

基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち

基本方針

1

地域包括
ケアシステムの
深化・推進

2

介護予防・
健康づくりの推進

3

認知症施策の推進
【廿日市市認知症
施策推進計画】

4

介護保険サービスの
安定的な提供

施策の方向性

- (1) 包括的な支援体制の構築
- (2) 医療と介護の連携強化
- (3) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
- (4) 住まいと生活の一体的支援
- (5) 災害や感染症対策に係る体制整備

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 保健事業と介護予防の一体的実施
- (3) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (4) 高齢者の生きがいづくりの推進

- (1) 認知症の理解促進
- (2) 本人・家族等からの情報発信の支援
- (3) 認知症予防の推進
- (4) 認知症の人とその家族への支援体制の強化
- (5) 認知症バリアフリーの推進

- (1) 地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備
- (2) 働きやすい職場づくりの推進
- (3) 総合的な介護人材の確保対策
- (4) 介護保険サービスの資質向上

基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

めざす姿

住み慣れた自宅や地域で、安心して自立した生活を続けることができる。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができることを目的とし、「介護予防・健康づくり」、「生活支援」、「認知症支援」、「医療と介護の連携」、「居住支援」の視点を踏まえ、生活上の安全・安心、健康を維持するための支援体制を推進します。

＜ 基本方針の評価指標 ＞

指標	現状	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
安心して生活し続けられる地域への評価	62.0%	66.0%	68.0%	70.0%

具体的施策

(1) 包括的な支援体制の構築

- ◆ 重層的支援体制整備事業の取組を推進し、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にあるケースに対応するための包括的な支援体制の構築を目指します。

(2) 医療と介護の連携強化

- ◆ 入退院支援、急変時の対応、日常の療養支援、看取りの場面において、地域における医療と介護、その他の関係者を支援し、連携を推進する体制整備を行います。

(3) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

- ◆ 成年後見制度等の活用を促進するとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

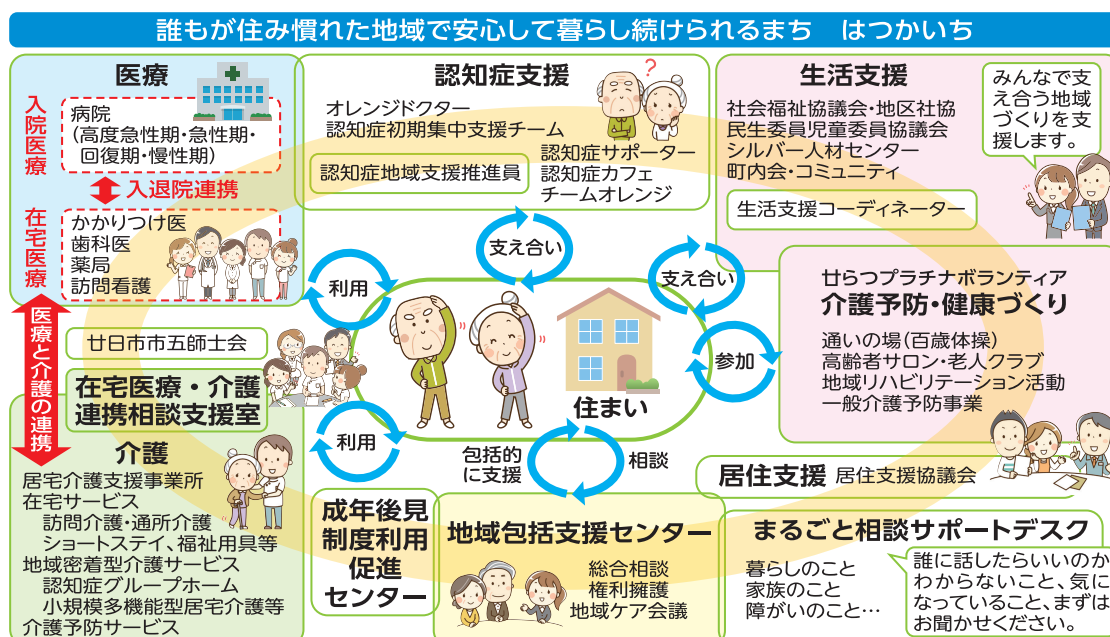
(4) 住まいと生活の一体的支援

- ◆ 広島県や関係機関と連携し、高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援に取り組みます。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

- ◆ 地域での防災対策や見守り体制の整備を推進します。
- ◆ 介護事業所等と連携を図り、災害時や感染症発生時の事業継続のための体制を整備します。

＜ 廿日市市の地域包括ケアシステム ＞



基本方針2 介護予防・健康づくりの推進

めざす姿

高齢者が健康で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができている。

高齢期に至る前から、市民一人ひとりが主体的かつ継続的に取り組む健康づくりを推進します。
また、疾病予防・重度化防止のため、フレイル対策等の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康管理を支援します。

《 基本方針の評価指標 》

指標	現状	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
健康寿命	男性 81.6年 女性 85.8年 (令和3年)	延伸	延伸	延伸
要支援・要介護認定率	18.0%	計画値以下	計画値以下	計画値以下
生きがいの有無	81.4%	80%以上	80%以上	80%以上

具体的施策

(1) 健康づくりの推進

- ◆生涯にわたる生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

(2) 保健事業と介護予防の一体的実施

- ◆運動、口腔機能向上、栄養状態の改善等のフレイル対策等の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

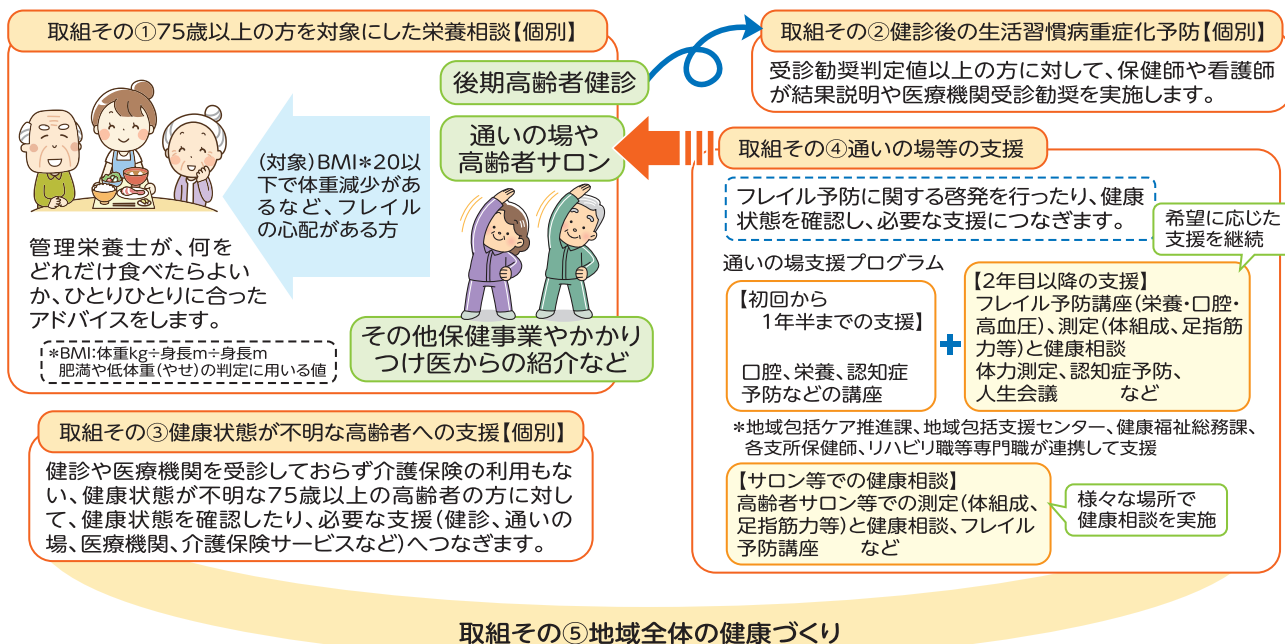
(3) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ◆自立支援、介護予防・重度化防止に関する啓発を行うとともに、リスクがある人への適切なサービスや支援の提供、多職種連携による取組を推進します。

(4) 高齢者の生きがいづくりの推進

- ◆住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加のきっかけづくりの支援や地域が実施している活動の情報提供等により社会参加の促進を図ります。

《 廿日市市のフレイル予防の取組 》



基本方針3 認知症施策の推進【廿日市市認知症施策推進計画】

めざす姿

認知症の人が、尊厳と希望を持って暮らすことができる。

認知症の発症を遅らせ、また、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症の人や家族の視点を大切にしながら、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進します。

《 基本方針の評価指標 》

指標	現状	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症に関する相談窓口の認知度	28.9% (令和4年度)	30.0%	32.0%	34.0%

具体的施策

(1) 認知症の理解促進

- ◆ 認知症に関する相談が身近でできる体制や認知症に対する地域の理解を深める取組を行います。

(2) 本人・家族等からの情報発信の支援

- ◆ 認知症の本人同士が集い、語り合い、元気になる場をつくります。
- ◆ 認知症の人の視点を知ることで、より認知症の理解が深まり、安心して暮らすことができる地域づくりにつなげます。

(3) 認知症予防の推進

- ◆ 認知症に関する正しい知識を普及するとともに、市民の関心を認知症予防の実践につなげる取組を行います。

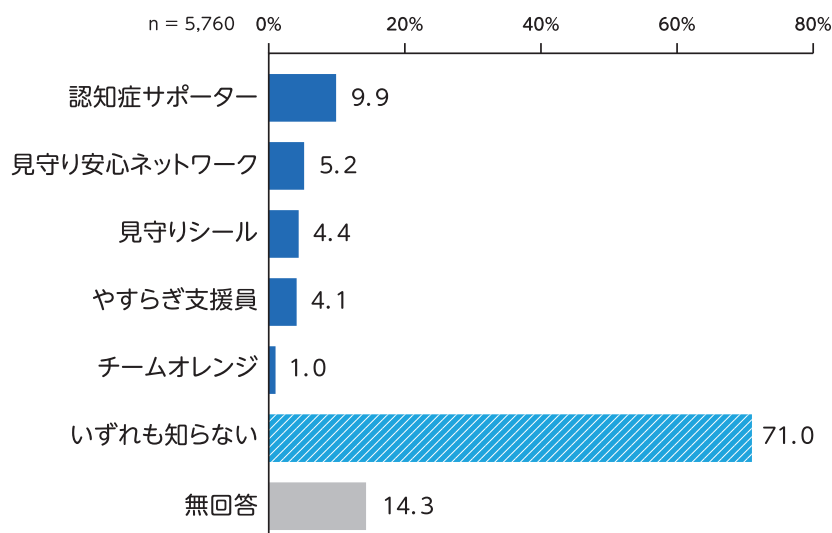
(4) 認知症の人とその家族への支援体制の強化

- ◆ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等の連携を更に強化するとともに、本人のなじみの人や民生委員・児童委員等地域の関係者とも連携を図り取組を推進します。
- ◆ 認知症に関する医療や支援に関する情報を、認知症の人やその家族、すべての市民が確実に入手できる体制づくりを行います。

(5) 認知症バリアフリーの推進

- ◆ 地域で認知症の人を見守る体制の整備、認知症サポーターの活動を認知症の人やその家族への具体的な支援につなげる仕組みづくり等の取組を行います。

《 図表 認知症について知っている取組 》



高齢者の保健福祉に関するアンケート調査の結果では、認知症の取組について、知っている人の割合が低くなっています。

基本方針4 介護保険サービスの安定的な提供

めざす姿

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる。

中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築を進めるため、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することで、介護保険制度の持続可能性を確保します。

《 基本方針の評価指標 》

指標	現状	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢になっても住み慣れた地域や自宅での生活を安心して継続するために介護サービスの提供について満足していますか。(満足している+どちらかという満足している)	38.6%	40%以上	40%以上	40%以上

具体的施策

(1) 地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備

- ◆ 介護が必要とされる人に必要な介護が提供されるよう介護サービス基盤の整備を行います。
- ◆ 認知症の人が適切な介護サービスを利用できるようサービス提供の充実を図ります。

(2) 働きやすい職場づくりの推進

- ◆ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援の活用を促すとともに、介護職員等の処遇改善を図ります。
- ◆ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。

(3) 総合的な介護人材の確保対策

- ◆ 地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を推進します。

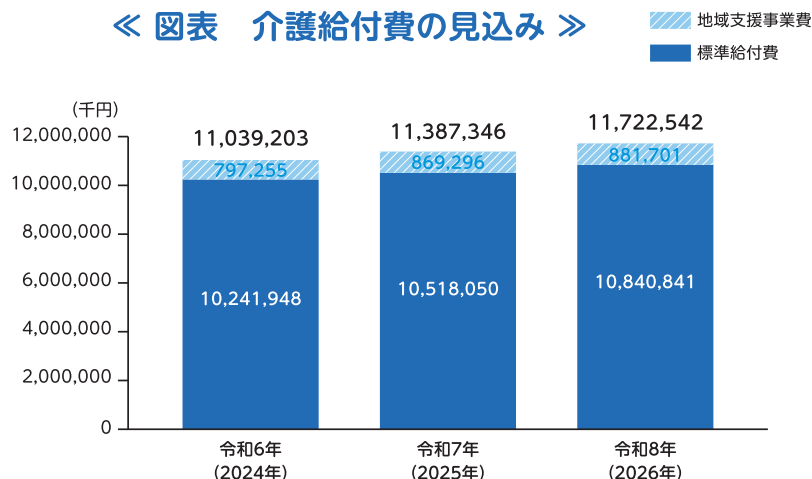
(4) 介護保険サービスの資質向上

- ◆ 介護保険サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、適正な指定、事業者への指導・監査の強化を図ります。

介護保険給付費等の見込み

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度(見込み)までの実績値及び今後の要支援・要介護認定者数の見込み、居住系サービス、地域密着型サービスの新たな整備等を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの標準給付費、地域支援事業費を見込みました。

《 図表 介護給付費の見込み 》



介護保険料の設定

廿日市市(第9期)基準所得金額			保険料率 (基準額に 対する割合)	介護保険料(円)	
				年額	月額
第 1 段階	非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金 非課税80万円以下	0.285※ (0.455)	18,804	1,567
第 2 段階		課税年金収入額 + 合計所得金額80万円超120万円以下	0.42※ (0.62)	27,711	2,309
第 3 段階		課税年金収入額 + 合計所得金額120万円超	0.685※ (0.69)	45,196	3,766
第 4 段階	本人非課税 世帯課税	課税年金収入額 + 合計所得金額80万円以下	0.90	59,382	4,949
第 5 段階		課税年金収入額 + 合計所得金額80万円超	基準額 1.00	65,980	5,498
第 6 段階	本人課税	合計所得金額 125万円未満	1.20	79,176	6,598
第 7 段階		合計所得金額 125万円 ～ 200万円未満	1.30	85,774	7,148
第 8 段階		合計所得金額 200万円 ～ 300万円未満	1.50	98,970	8,248
第 9 段階		合計所得金額 300万円 ～ 400万円未満	1.65	108,867	9,072
第10段階		合計所得金額 400万円 ～ 600万円未満	1.75	115,465	9,622
第11段階		合計所得金額 600万円 ～ 800万円未満	1.85	122,063	10,172
第12段階		合計所得金額 800万円 ～ 1,000万円未満	2.00	131,960	10,997
第13段階		合計所得金額 1,000万円以上	2.20	145,156	12,096

※ 低所得者保険料軽減後の割合

廿日市市高齢者福祉計画・第9期廿日市市介護保険事業計画 《概要版》

■ 発行年月 / 令和6(2024)年3月 ■ 編 集 / 廿日市市 健康福祉部 高齢介護課

■ 発 行 / 廿日市市

〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

Tel 0829-30-9155 Fax 0829-20-1611

* 「廿日市市高齢者福祉計画・第9期廿日市市介護保険事業計画」(本編)は、以下のURLでご覧になれます。

廿日市市のホームページ (<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>)

⇒ 担当部署で探す ⇒ 高齢介護課「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」